

C h e e r

(第1号) 2014/4/21

[若手教職員向け高教組通信]

長崎高教組は
若い教職員の皆さんを
応援します

発行責任者：高教組書記長 馬場 隆

給料明細に書いてある「表級号給」って何のことか知っていますか？

教職員組合は教職員の労働条件を改善し、働きやすい職場づくりや、豊かな教育を実践できる学校づくりを、みんなの力ですすめることをめざして活動しています。その中で、若い教職員の皆さんの様々な要求や願いが実現するよう

と一緒に頑張って頑張りたいと思っています。

まず、若い教職員の皆さんに賃金などの労働条件について関心を持っていただこうと給料明細の見方についての説明会を開きたいと思っていますので、ぜひご参加ください。

銀行コード	所属	職員番号	表級号給	氏名	現金額
			E2-16		

支 給	給料	調整額	教職調整額	管理職手当	扶養手当	地域手当	特地手当	準特地手当	通勤手当
	220,000								
	住居手当	時間外休日夜間	農林漁改手当	教員特別手当	産教手当	定通手当	初任給調整手当	月額特勤手当	実績特勤手当
	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	育児休業給	単身赴任手当	管理職特別勤務			支給総額

私たち教職員の基本賃金にあたる「給料月額」は、給与明細では「支給」の欄の「給料」の金額ですが、これは最上段の「表級号給」に対応しています。教職員の賃金はいくつかの職種ごとに給料表が異なります。教諭・実習教諭・養護教諭などの教育職は「教育職給料表」、事務職は「行政職給料表」、現業職は「現業職給料表」が適用されます。上の例ではEですから「教育職給料表」になります。右の表が「教育職給料表」です(注1)。

「教育職給料表」は1～4級に分かれていて、若い実習教員などは1級、教諭・養護教諭・年配の実習教員は2級、教頭が3級、校長が4級の給料になります。

次に「号給」ですが、これは勤務年数で変わります。初任給は、教諭で大卒後すぐに採用された場合が1号です。右の給料表で見ると192,800円が初任給になります。正規採用前に講師などの経験がある場合は経験年数などに応じて上の号給からスタートします。無職や留年の場合も一定の割合で経験年数が換算されるので1号より上の号給が初任給となります。2年目以降は4月に昇給になり、4号上の号給となります(注2)。

上の例の「表級号給」は、教育職給料表の2級の16号になっていますから、右の給料表のとおり、220,000円となります。

(注1) 給料表の金額は、毎年秋の高教組と県教委の交渉で確定します。

(注2) 現在は全員が同じように昇給しますが、県は、「成績」によって昇給に差をつける制度にすることを検討しています。高教組は現在の制度を維持することを求めています。

教育職給料表

号	1級	2級
1	148,800	192,800
2	150,300	194,500
3	151,800	196,200
4	153,300	197,900
5	154,900	199,700
6	156,800	201,400
7	158,600	203,100
8	160,400	204,800
9	162,200	206,600
10	164,300	208,500
11	166,300	210,400
12	168,300	212,300
13	170,300	214,000
14	172,500	216,000
15	174,700	218,000
16	176,900	220,000
17	179,200	221,900
18	181,800	224,600
19	184,300	227,300
20	186,800	230,000

※ 1号以上及び3級・4級は省略
1級は153号
2級は137号 まで

「給料明細の見方を知る会」を開きますので 是非ご参加ください